

みどり
水土里ネット大里



大里用水だより

令和8年7月発行

第21号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町2丁目44番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@kde.biglobe.ne.jp

URL: <http://osatoyousui.jp>

改良区の概要

組合員数：5,079人

地 積：田 2,638ha・畑 71ha



県費単独土地改良事業 下奈良地区

【おもな内容】

- 理事長あいさつ
- 新総代の就任
- 新役員の就任及び総代会議決内容
- 土地改良区からのお願い
- 令和6年度財務状況の公表
- 令和7年度事業の実施状況
- 令和8年度事業の概要
- 令和8年度歳入歳出予算
- 令和8年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



夏 目 亮 一

組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当土地改良区の運営に格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当土地改良区では昨年度末、任期満了に伴う総代および役員の改選が行われ、新たな体制での運営がスタートいたしました。

今回の改選では、男女共同参画の取り組みを進める第一歩として、新たに女性理事1名が選出されました。これまで以上に柔軟で、時代に即した多様な視点を取り入れながら、地域農業の持続的な発展に貢献できるよう努めてまいります。

一方で、当土地改良区を取り巻く運営環境は、依然として厳しい状況が続いております。

ここ数年にわたり電気料金をはじめとした諸物価の高騰に加え、昨今の中東情勢の緊迫化によるサプライチェーンの混乱が重なり、資材やエネルギー価格はさらに上昇しています。その結果、農業水利施設の維持管理にかかる費用は大きく増加しているのが現状です。

こうした中でも、組合員の皆様のニーズにお応えし、農業水利施設の持続的な維持管理と農業用水の安定供給を果たしていくためには、財政基盤の一層の強化が欠かせません。

今後は、事業内容の見直しや運営のさらなる効率化を進めるとともに、必要に応じて賦課金の見直しをお願いせざるを得ない場合もございます。どうかご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、引続き健全かつ円滑な土地改良区の運営に努めてまいります。

農業者の高齢化や減少、地域の混住化など、農業・農村を取り巻く環境は年々変化しています。

しかしながら、私たちには、この変化の時代を乗り越え、地域の豊かな農地と水を次世代へとつないでいくという使命があります。

結びに、組合員の皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げ、発刊のご挨拶とさせていただきます。

新 総 代 の 就 任

任期満了に伴い、令和7年12月18日に執行された選挙の結果、無投票により次の方々が当選されました。総代は、組合員の代表として総代会を組織し、役員の選挙、定款の変更、規約の改正、予算の審議、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止等の重要事項を議決します。

任期：令和8年1月25日から令和12年1月24日までの4年間 定数60人

第1選挙区 定数25人	氏 名	第2選挙区 定数17人	氏 名	第3選挙区 定数18人	氏 名
上 奈 良	高 橋 一 夫	大 麻 生	馬 場 茂	上 新 田	川 島 知 晃
中 奈 良	福 田 正 八	大 麻 生	増 田 勲	三 本	松 本 省 一
下 奈 良	吉 田 定 雄	久 保 島	名 野 博 明	押 切	馬 場 寿 郎
西 別 府	杉 田 友 一	広 瀬	村 田 英 紀	樋 春	鎌 塚 岩 男
東 別 府	福 島 清 一	石 原	森 一 郎	成 沢	萩 原 聖 一
下 増 田	笛 木 清	中西・上之	棚 澤 健 次	御 正 新 田	橋 本 明 雄
東 方	萩 原 稔	池上・小敷田	堀 口 武 夫	御 正 新 田	水 野 辰 夫
三ヶ尻	山 崎 清	平戸・戸出	新 井 清 澄	万吉(御正堰)	森 川 悦 夫
三ヶ尻	小 泉 安 秋	佐 谷 田	梁 瀬 馨	万吉(吉見堰)	小 久 保 新 一
新堀新田・拾六間	北 爪 勉	太 井	代 晴 男	万吉(吉見堰)	小 野 田 恒 夫
新 堀	小 久 保 恵 司	持田3・忍	青 柳 一 夫	村 岡	松 葉 祐 司
川原明戸	秋 山 利 夫	棚田・門井	金 子 正 利	平塚新田	小 彼 貞 夫
瀬山・川本明戸・菅沼	小 久 保 進	前 谷	細 谷 豊 伴	上, 中, 下恩田	原 厳
久 保 島	篠 塚 正 行	行田下忍	木 村 清 治	手 島	金 井 稔
玉 井	浅 見 孝 良	北 新 宿	大 澤 健 一	小 泉	長 谷 川 隼 男
玉 井	豊 田 稔	鎌 塚	石 橋 邦 彦	屈戸・津田新田	松 本 恒 男
新 島	新 島 登 茂 和	鴻巣下忍	吉 田 治 朗	中 曾 根	小 崎 寿
原 島	塚 田 良 一			吉所敷・沼黒・高本	鈴 木 行 雄
代	中 澤 芳 雄				
柿 沼	寺 井 幸 男				
小 曾 根	吉 田 十 九 市				
今 井	湯 沢 雅 男				
四 方 寺	高 柳 欣 一				
上 中 条	石 原 喜 平				
上中条・上, 下川上・大塚	海 澤 正 道				

新 理 事 の 就 任

第 2 回臨時総代会が、令和 8 年 1 月 2 9 日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催され、役員選挙の結果、無投票により次の方々が当選されました。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

監事の職務は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査します。

なお、令和 8 年 2 月 2 0 日開催の監事会において、総括監事が選任され、同日開催の理事会において、理事長、副理事長、庶務・会計・工務担当理事が選任されました。

任期：令和 8 年 2 月 2 0 日から令和 1 2 年 2 月 1 9 日までの 4 年間 理事定数 8 人・監事定数 4 人

職 名	氏 名	被 選 挙 区
理 事 長	夏 目 亮 一	第 4 被選挙区(成田堰)
副 理 事 長	田 口 英 樹	第 7 被選挙区(荒川左岸)
庶務担当理事	中 田 安 雄	第 2 被選挙区(玉井堰)
会計担当理事	富 田 彰 男	第 3 被選挙区(大麻生堰)
工務担当理事	小 沼 浩 之	第 1 被選挙区(奈良堰)
理 事	水 野 明	第 5 被選挙区(御正堰)
理 事	石 平 伸 一	第 6 被選挙区(吉見堰)
理 事	杉 田 茂 実	組合員外
総 括 監 事	久 保 勝	全被選区
監 事	三 浦 実	全被選区
監 事	江 守 敏 雄	全被選区
監 事	棚 澤 弘 次	組合員外(土地改良法第 1 8 条第 6 項該当)

また、令和 8 年 3 月 1 2 日熊谷市江南総合文化会館ピピアにおいて開催されました第 2 0 回通常総代会に、埼玉県大里農林振興センター副所長 宮内憲一様を来賓に迎え、上程された議案は、いずれも原案どおり可決されました。

なお、議長には、臨時：塚田良一氏、通常：名野博明氏がそれぞれ選出されました。



塚田議長挨拶



名野議長挨拶

提案した 1 3 議案は、臨時及び通常を含め次ページのとおりです。

総代会提出議案

臨時(令和8年1月29日開催)

第 1 号 令和6年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について

第 2 号 役員選挙について

通 常(令和8年3月12日開催)

第 1 号 令和7年度一般会計収支補正予算の専決処分の承認について

第 2 号 令和8年度経費の賦課及び徴収方法等について

第 3 号 令和8年度事業計画について

第 4 号 令和8年度長期借入金について

第 5 号 令和8年度一般会計収支予算について

第 6 号 令和8年度歳計現金・積立金の預入先について

第 7 号 過年度賦課金の不納欠損処分について

報告事項 令和7年度土地改良事業の実施状況について

総 代 会 の 様 子



総代による質疑



役員当選証書授与



新役員紹介



議案採決

土地改良区からのお願い

電気料金は、「基本料金」「電気使用料」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の三つで構成されていますが、「**電気使用料**」は「**燃料費調整額**」によって価格が上下します。燃料費調整額は、発電所で使用する化石燃料を輸入により調達するコストを使用料に反映するために設けられています。また、「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」とは自然エネルギー発電事業促進のために賦課され毎年国が価格を定めています。

近年の電気料金高止まりの主な原因は、化石燃料調達競争の激化、過度で長期的な円安、再エネ賦課金の上昇、国の電気代補助金制度の終了等にあり、本年も**前年度以上の経費増加**が見込まれる一方で、土地改良区の積立資産は取崩が常態化(P5 参照)する**極めて厳しい財政状況**であり、このままの状態が継続されますと、組合員の皆様に負担増をお願いせざるを得ない状況となることを大変危惧しております。

このような状況をご理解いただくとともに、**引き続き下記のチェックポイントを確認していただき、農業用水の節水・節電にご協力いただきますよう改めてお願い申し上げます。**

主な節水・節電のチェックポイント

- ①給水口・給水栓・排水口を開けたまま「**かけ流し**」していませんか？

かけ流しによって末端区域では慢性的な用水不足に苦慮しています。

かけ流しは厳禁ですので絶対におやめください。

- ②パイプライン区域で複数の給水栓を開けたままにいませんか？

また、用水路の上流区域で給水口が数多く開けていませんか？

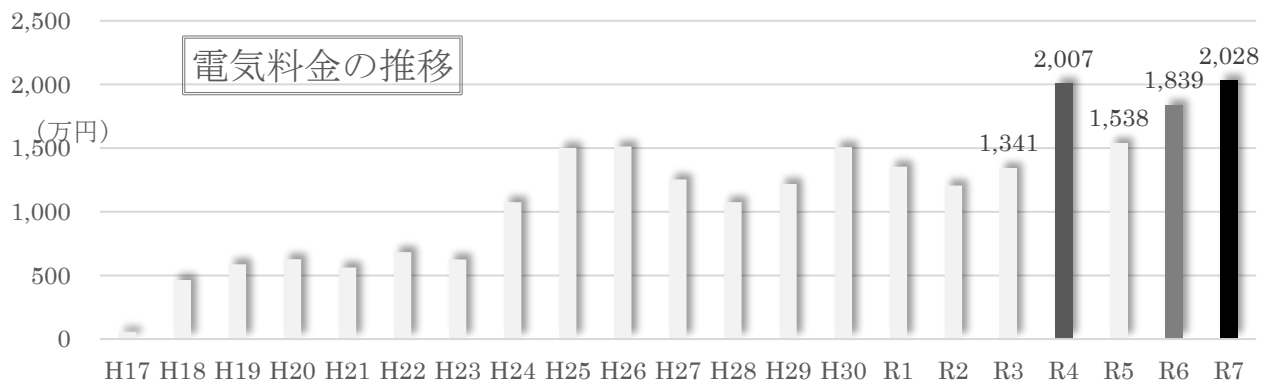
代かき期や出穂期等の水使いが集中する時期等は、末端区域の組合員等に「思いやり」を持った水使用をお願いいたします。

- ③**降雨時や夜間、間断かん水期等**は、給水口・給水栓等を閉めていますか？

水稻の**生育に支障を来さない時期**には、**給水口・給水栓・排水口の小さな開閉操作の徹底**をお願いいたします。

- ④それぞれの水利・維持管理組合の指示、又は、その地域の申し合せに従った水使用を行っていますか？

各地域に沿った水使用を行い、他の組合員の方との水使用情報を共有し効率的な水管理によるポンプ運転時間の短縮等に努めるようお願いいたします。



※記録的高温と7月の小雨等の影響により過去最も高額な電気料金となりました。

改めて節水・節電へのご協力をお願いします。

令和 6 年度財務状況の公表(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

● 一般会計歳入歳出決算

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1 土地改良事業収入	94,090,149	1 土地改良事業費支出	130,898,118
2 附帯事業収入	39,909,870	2 一般管理費支出	69,677,399
3 特定資産運用収入	1,046	3 土地改良事業負担金支出	8,589,000
4 補助金等収入	27,822,000	4 借入金返済支出	3,138,900
5 交付金収入	14,761,600	5 支払利息	322,724
6 雑収入	577,955	6 固定資産取得支出	0
7 借入金収入	8,000,000	7 特定資産積立支出	20,062,000
8 特定資産取崩収入	41,500,000	8 雑支出	48
9 繰越金	34,501,485	9 繰越金	28,475,916
		10 予備費	0
合 計	261,164,105	合 計	261,164,105

● 貸借対照表

資 産 の 部 (円)		負 債 の 部 (円)	
1 流動資産	142,616,150	1 流動負債	43,134,612
2 固定資産	4,154,373,780	2 固定負債	85,396,979
(1) 基本財産	0		
(2) 特定資産	4,079,357,719		
・所有・受託土地改良施設	3,391,269,169	負債合計	128,531,591
・財政調整積立資産	243,247,738	正味財産の部(円)	
・職員退職給付引当積立資産	37,018,554	1 指定正味財産	2,983,115,461
・役員退任慰労金積立資産	1,935,327	2 一般正味財産	1,185,342,878
・転用決済金積立資産	405,886,931		
(3) その他固定資産	75,016,061	正味財産合計	4,168,458,339
資産合計	4,296,989,930	負債及び正味財産合計	4,296,989,930

● 年度毎の積立資産増減状況 固定資産(特定資産)

科 目	R 6 増△減額(円)	R 5 増△減額(円)	H17 : R 6 比較増△減額(円)
財政調整積立資産	△15,600,000	△18,000,000	△223,030,258
転用決済金積立資産	△10,500,000	△7,000,000	△34,977,513
合 計	△26,100,000	△25,000,000	△258,007,771

● 令和 6 年度賦課金の徴収及び未納状況

科 目	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	徴収済額(円)	未 納 額 (円)
経 常 賦 課 金	75,816,000	75,728,486	73,835,337	1,893,149

令和 7 年 度 事 業 の 実 施 状 況

令和 7 年度は次の事業を実施しました。(工事写真は次ページに掲載しています。)

1 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費 (円)
下 奈 良	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ 200×22kw 1 台	12, 000, 000
村 岡	用 水 路	U型水路新設 H600×B600 L=208m	13, 000, 000
佐 谷 田	樋 門	ステンレス製自動転倒ゲート更新 H950×W1420 1 門	10, 000, 000

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

2 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費 (円)
明 戸 揚 水 機 場 (1 号 機)	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻モーターポンプのオーバーホール φ 250×37 k w 1 台 弁類及び補機類の交換 1 式	8, 118, 000

※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

令和 8 年 度 事 業 の 概 要

令和 8 年度は次の事業を実施する予定です。

1 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
戸 出	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ 150×15kw 1 台	
東 別 府	用 水 路	U型水路更新 H400×B400 L=230m	
奈 良 新 田	揚 水 機 場	電動仕切弁及びスイング式逆止弁交換 φ 250 4 台(1・2 号機各 2 台)	

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

2 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
7 号揚水機場	池 上	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ 150×18.5kw 1 台	第 47 期生 令和 5 年度加入
18 号揚水機場	屈 戸	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ 125×11kw 1 台	第 46 期生 令和 4 年度加入

※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

下奈良地区 揚水機場

洗浄中

設置中



村 岡地区 用水路

改修中

改修後



佐谷田地区 樋 門

検査中

更新後



明戸揚水機場(1号機)

撤去中

整備中

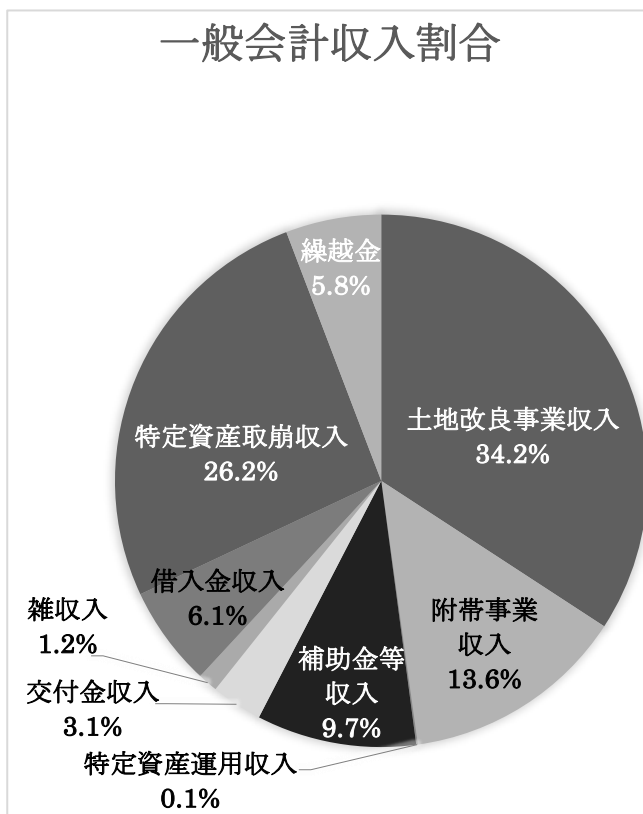


令和8年度歳入歳出予算

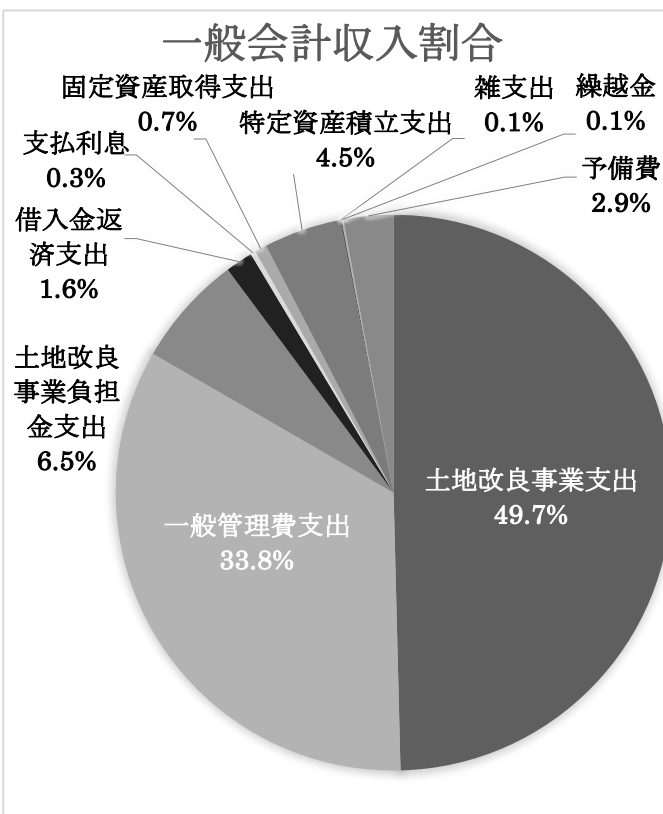
一般会計

歳 入		歳 出	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
1 土地改良事業収入	93,907	1 土地改良事業費支出	136,311
2 附 帯 事 業 収 入	37,183	2 一 般 管 理 費 支 出	92,817
3 特定資産運用収入	139	3 土地改良事業負担金支出	17,955
4 補 助 金 等 収 入	26,735	4 借 入 金 返 済 支 出	4,330
5 交 付 金 収 入	8,379	5 支 払 利 息	720
6 雑 収 入	3,305	6 固定資産取得支出	1,899
7 借 入 金 収 入	16,800	7 特定資産積立支出	12,257
8 特定資産取崩収入	71,916	8 雑 支 出	100
9 繰 越 金	16,026	9 繰 越 金	1
		10 予 備 費	8,000
合 計	274,390	合 計	274,390

一般会計収入割合



一般会計収入割合



※上記「%」は四捨五入された数字であり0.1%以下の割合を「0.1%」表示しており合計100%となりません。

令和 8 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金について

賦課金は、土地改良法に基づく組合員に対し当土地改良区定款の定めるところにより、土地改良区が管理する用水路等の土地改良施設の維持管理に必要な財源に充てる目的として毎年 4 月 1 日を基準に農地に対して賦課される費用です。

なお、休耕、転作等を実施している農地についても、通常どおり賦課されますので、

前もってご理解くださいますようお願いいたします。

地 区 名			10 アール当たり単価	備 考
第 1 区	奈 良 堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	① 賦課金は本年 4 月 1 日を基準に賦課されます。
		畑 地 灌 漑	1, 0 0 0 円	
	玉 井 堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	② 徴収期限 8 月 2 8 日 <u>※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6%の延滞金が加算 されます。</u>
	成 田 堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
	荒川左岸	用排水区域	3, 5 9 0 円	
		用排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	3, 0 4 0 円	
		用 水 区 域	2, 7 0 0 円	
		畑排水区域	2, 9 3 0 円	
		畑排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	2, 3 8 0 円	
第 3 区	御 正 堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	③ 徴収方法 当土地改良区が指定する 関係金融機関との委託契 約に基づき徴収されま す。 <u>(次ページ参照)</u>
	吉 見 堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	

2 賦課金納入方法について

賦課金の主な納入方法は、「口座振替」「現金納付」「振込納付」の三つですが、便利な口座振替をご利用ください。なお、口座振替依頼書は当土地改良区から郵送しますのでご連絡ください。

(1) 口座振替取扱金融機関（自動更新となり変更する場合は再度申請が必要です）

- ・ ①くまがや農業協同組合 ②ほくさい農業協同組合
- ・ ③さいたま農業協同組合 ④ふ か や農業協同組合
- ・ ①～④農協専用口座振替依頼書に、必要事項を記入、押印(通帳印)し、組合員様自らで農協で印鑑照合を行っていただき、そのまま農協にご提出してください。

- ・ 前年度から前記①～④農協以外のほぼすべての金融機関からの振替申請を始めました。
- ・ 前記①～④農協以外の専用口座振替依頼書の場合は、必要事項を記入、押印（通帳印）し、土地改良区に提出いただき、土地改良区で金融機関に口座の確認を依頼します。

(2) 現金納付取扱金融機関 (コンビニ不可)

- ・ 土地改良区発行納入通知書により①～④農業協同組合（本店・各支店）もしくは、埼玉りそな銀行熊谷支店（各支店）の窓口で納入してください。ただし、この金融機関以外での現金納付の場合は、別途納入者様負担の取扱手数料が発生します。

(3) 振込納付 (別途発生します振込手数料は納入者様負担となります)

- ・ 納入通知書に記載されている金融機関に 必ず組合員様の氏名によりお振込ください。

3 組合員資格の交替について

相続や売買等によって農地の所有権を移転したとき、又は、組合員資格の交替（耕作者変更等）があったときは、資格を取得した方と喪失した方が連名で届出るよう土地改良法第 4 4 条で義務付けられていますので、届出がない場合は組合員を変更できません。
(賦課金は従前の組合員に賦課されます) また、農業委員会への届出、法務局での所有権移転登記や農協への手続きを行っても、組合員は変更されませんので必ず届出てください。

届出は当土地改良区専用の 組合員資格得喪通知書 を使用してください。 通知書はホームページからダウンロードすることもできます。

※法律抜粋(組合員の資格得喪の通知義務): 「土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない」

4 よくあるお問い合わせ

Q：親族等から農地を相続しました。相続の手続が終わってないのですが、どうしたらよいですか？

A：土地改良法に基づき 必ず組合員資格得喪通知書 を届出てください。相続手続とは異なりご家族等で相談していただき、相続人代表者・予定者又は農地管理者等を決めていただき手続きください。

Q：農地を耕作者に貸しました。賦課金は所有者か耕作者のどちらが納入しなければなりませんか？

A：所有者と耕作者の当事者間で決めていただく必要があります。双方合意に至りましたら、必ず組合員資格得喪通知書を届出てください。組合員が賦課金の納入者となります。

Q：稲以外の作物を作付けして用水を使用していません。又は、耕作を放棄して用水を使用していません。賦課金は掛かりますか？

A：賦課金は、土地改良法及び土地改良区定款に基づき、施設の維持管理に必要な財源に充てるために組合員皆様からご負担いただいております。用水利用の有無で賦課金額が変わることはありません。

Q：今後農地を耕作することが無いので組合員を脱退したい場合はどうしたらよいですか？

A：農地を新たな耕作者に売買（贈与）することで、土地改良法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき所有権を取得した方に組合員資格を承継する必要があります。なお、農地の売買には農業員会の許可が必要です。また、農地所有者・耕作者双方合意に基づく賃貸借（使用貸借）期間中は、組合員資格得喪通知書を届出することで、組合員資格を耕作者に異動することもできます。

ご 注 意 下 さ い ！

- ◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。
- ◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしておりません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。領収書が必要な方は個別にご連絡ください。
- ◆口座振替ができなかった方は、現金もしくは振込納入となります。（P11 参照）
- ◆督促状の納入期限を過ぎても賦課金の納入が確認できない方に対しては、弁護士法人「エジソン法律事務所」から納入催告書等が送付されますので、弁護士事務所指定の方法により納入していただくこととなります。

5 農地転用について

水田を住宅建築や公共事業用地に転用する場合、また、水田を畑に農地改良する場合に
は、**土地改良法第 4 3 条第 2 項の規定「土地改良区の事業に関する権利義務について必要
な決済をしなければならない」**に基づく農地転用決済金の納付が必要となります。

決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用
相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように
するための費用に充てられます。

各	種	単	価
農	地	転	用
決	済	金	
1 m ² につき	125 円		
農地転用に伴う意見書発行手数料	1 件につき 2,000 円(税抜)		

(1) 市街化区域の農地転用

農業委員会の届出に基づき当土地改良区から農地転用決済金の納入通知書を関係者
に送付しますので、①～④農業協同組合（本店・各支店）・埼玉りそな銀行熊谷支
店（各支店）の窓口で納入してください。

(2) **公共事業(道路・河川等)の用地としての農地転用**

**公共事業であっても農地転用決済金の納付が必要となりますので、用地買収が行わ
れる際は、国県市等(用地買収者)と決済金納付等に関して十分な話し合いを行った
うえで、必ずご連絡ください。**

(3) 市街化調整区域の農地転用

農業委員会に農地転用の許可を得られる見込みがあるかを必ず確認してください。
許可の見込みがある場合に限り農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してく
ださい。一定の決裁期間を経て、決済金及び手数料の納入通知書を発行しますので、
当土地改良区指定金融機関の窓口にて納入していただきます。納入確認後に意見書
を交付します。なお、申請書はホームページからダウンロードできます。

6 水路等管理施設使用について

用水路は稲の育成に欠かせない農業用水を水田に供給する施設ですが、下水道未整備地域では、止むを得ず排水放流を承認しているのが現状です。

このため、生活排水を用水路等に放流等行う場合は、当土地改良区に施設使用承認申請書を提出していただく必要があります、申請内容を審査した上で承認書を交付します。その際、納入通知書により指定金融機関の窓口にて使用料を納入していただきます。なお、年額使用料についての口座振替を行っておりませんので、送付された納入通知書により納入ください。また、施設使用承認書・各種証明書等の手数料は 1 件につき 2,000 円で別途消費税が加算されます。申請等はホームページよりダウンロードできます。

使用料は施設維持補修費や改修費用の一部（下記写真参照）に充てられ、通水断面を確保すると共に地域環境の向上に役立てています。

種 別	単 位	使用料(税抜)	備 考
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世帯・一時金	117,000 円
	し尿浄化槽	合 併	19,500 円
		単 独	39,000 円
工 作 物 設 置	橋 梁	1 m ² ・一時金	19,500 円
諸 管 埋 設	外 径 10 cm 以 下	1 m・一時金	13,000 円

作業中

水路の草刈り工事

作業後



作業前

水路の補修工事

作業後



お 知 ら せ

女性理事が就任しました

任期満了に伴う改選により、当土地改良区初の女性役員、杉田茂実理事が就任しました。杉田理事は、平成 3 1 年 4 月に埼玉県議会議員に当選され、「農業を守る。それは食料を守ること。そして、生命を守ることを前に進めます。」を標語に第一線で活躍しております。



土地改良区功労者に表彰状を贈呈

本年開催の通常総代会において、土地改良区功労者に対し表彰状の贈呈式を行いました。土地改良区功労者表彰は、当土地改良区の役員総代表彰規程に基づき、長年にわたり土地改良区運営などに尽力された方に贈られるもので、今回は、任期満了に伴い本年をもって退任されました 2 名の方が受賞されました。なお、受賞されたのは次の方々です。

受賞者（順不同・敬称略）

役 職	氏 名
理 事	塩 原 武 夫
総 代	岡 本 剛



久保田理事 埼玉県土地改良事業功労者表彰を受賞

任期満了に伴い本年をもって退任されました久保田修司理事におかれましては、「埼玉県土地改良事業団体連合会第 6 9 回通常総会」において、長きにわたり土地改良区の運営に携わり農業水利施設の維持管理等に尽力されたことが評価され表彰されました。

滞納賦課金徴収業務について

賦課金は、土地改良区の主要な財源であり、納入期限内に納めていただいた組合員様との公平性を保つべく、督促状の納入期限を過ぎても賦課金を納入しない滞納者に対しましては、令和7年度から弁護士法人「エジソン法律事務所」と滞納賦課金徴収業務委託契約を締結し賦課金の徴収を強化しています。

用水路使用料の単価が変わりました

物価上昇等の影響により維持管理費が毎年増額しているため、本年4月より用水路使用料の単価を下記(一部抜粋)のとおり改定しました。

単位：円

一 時 決 済			使 用 料 (税 抜)	
種 別	単 位		改 定 前	改 定 後
汚 水 等 の 放 流	し尿浄化槽 合併処理槽	一人槽 一時金	15,000	19,500
工 作 物 設 置	橋 梁 そ の 他	1 m ² 一時金	15,000	19,500
	臨時橋梁等(仮設橋)	1 橋 月 額	15,000	19,500
諸管埋設 又は布設	外 径 1 0 c m 以 下	1 m 一時金	10,000	13,000
	外 径 2 0 c m 以 下	1 m 一時金	15,000	19,500

単位：円

年		額	使 用 料 (税 抜)	
種 別		単 位	改 定 前	改 定 後
汚水等の放流	工 場 等 排 水	日量1 m ³ 年額	3, 0 0 0	3, 9 0 0
	洗 車 場 施 設	一 基 年 額	1 0 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0
	コ イ ン 洗 車 場 施 設	一 基 年 額	5 0, 0 0 0	6 5, 0 0 0

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

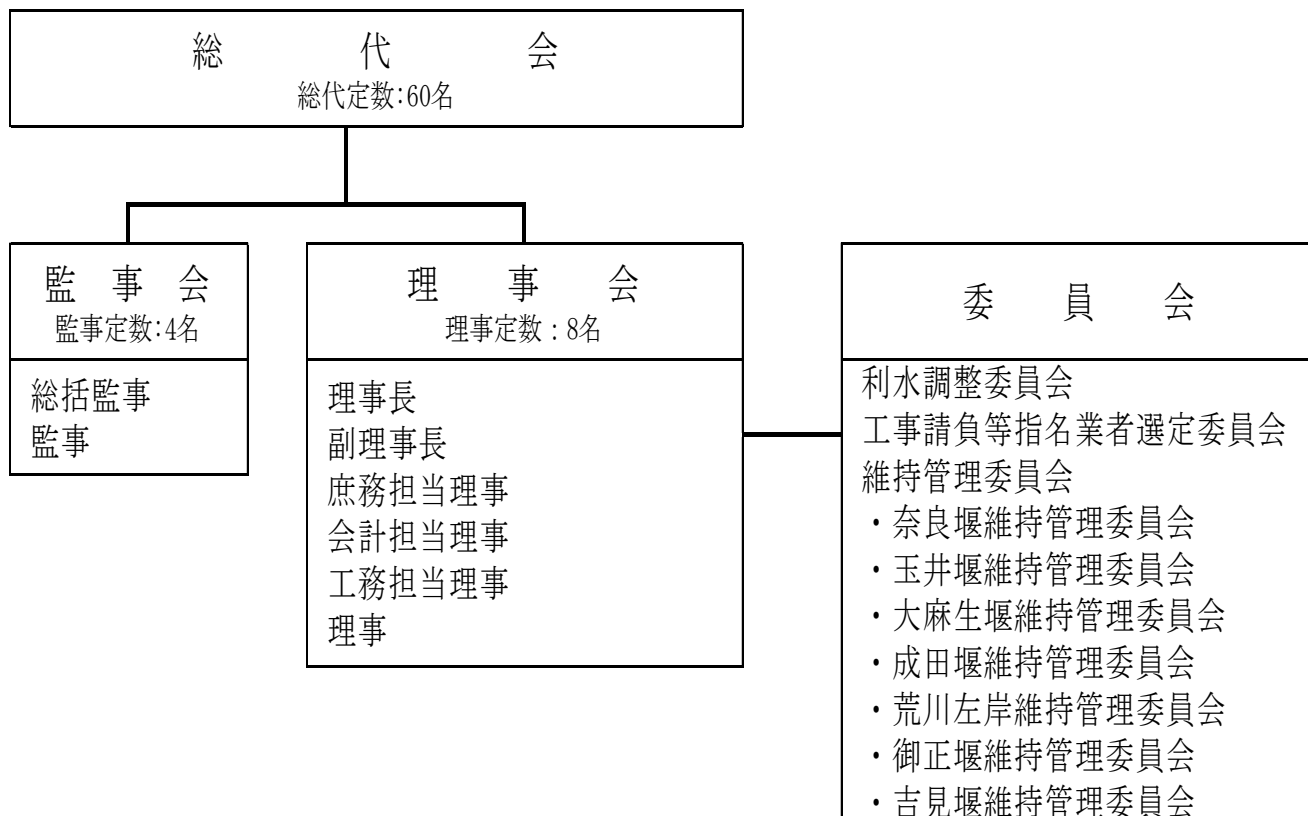
また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当土地改良区としても除塵機を設置し、役職員・業者によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



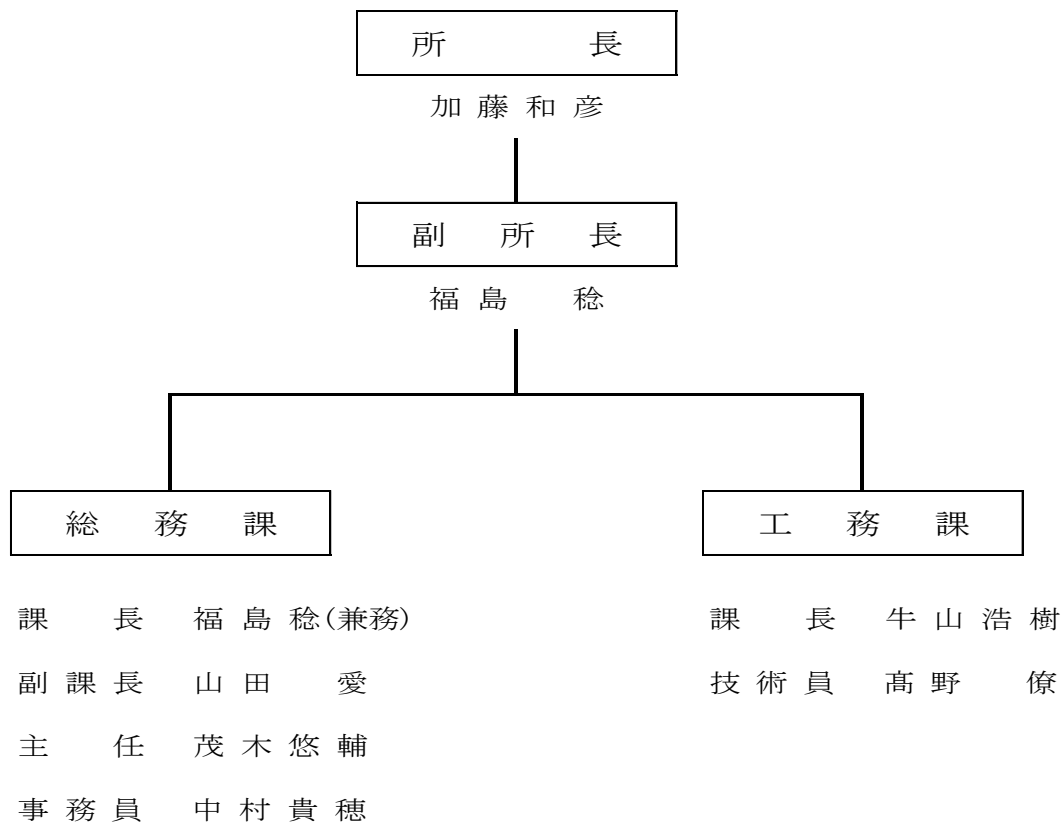
⚠ 盗 難 に ご 注 意 く だ さ い ⚠

合金製給水栓や鋼製蓋、農耕機械、農作物等の盗難被害多発しておりますので十分ご注意ください。また、不審車両等を目撃された場合は車両のナンバーをひかえる等、緊急な場合は直ちに警察に通報（110番）してください。なお、土地改良施設の盗難を発見した時は当土地改良区にご連絡ください。

土地改良区組織



事務局



農 業 用 水 の 取 水 に つ い て

組合員の皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間 区 分	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最 大 取 水 量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年間総取水量	129,357千m ³			

※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。

年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。

取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

